

30受庁財第1217号

独立行政法人国立文化財機構理事長

平成30年6月22日付け独法文決第3-1号で提出のあった第11期事業年度（平成29事業年度）財務諸表について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定に基づき承認します。

平成30年12月10日

文部科学大臣

柴山昌彦